

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人シニアネット相模原の項及び特定非営利活動法人湘北福祉
社会やまのべの項中「平成 2 5 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 6 月 3 0 日まで」を「平
成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 5 年 6 月 3 0 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人シニアネット相模原及び特定非営
利活動法人湘北福祉社会やまのべに対して支出された寄附金について相模原市市税
条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)第 1 3 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合
にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人シニアネット相模原の項及び特定
非営利活動法人湘北福祉社会やまのべの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定
を更新するため、当該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定

を改正いたしたく提案するものである。

議案第 6 8 号関係資料(その 1)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正(別表関係)

次に掲げる特定非営利活動法人の指定を更新し、当該特定非営利活動法人が個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる期間を平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 5 年 6 月 3 0 日までとするもの

- (1) 特定非営利活動法人シニアネット相模原
- (2) 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ

※ 指定

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に特定非営利活動法人シニアネット相模原及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)第 1 3 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第 68 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人の概要

1 特定非営利活動法人シニアネット相模原

代 表 者	鮎川 宜正
主たる事務所の所在地	相模原市南区当麻 860 番地 7
設立年月日	平成 13 年 11 月 7 日
役員数等	役員 6 名 正会員(個人) 14 名
目的	インターネット等による情報交流及び商店街活性化事業により、生きがい作り・仲間作りを支援し、シニアの豊かな生活、健全な街づくりと生涯学習並びに経済活動を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 経済活動の活性化を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 主にシニアのためのパソコン講習会事業 (2) 啓発・広報活動事業 (3) シニア等による起業及び市民活動支援事業 (4) 地域商店街の活性化支援事業 (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ

代 表 者	石井 仁三
-------	-------

主たる事務所の所在地	相模原市緑区千木良320番地2
設立年月日	平成21年12月14日
役員数等	役員11名 正会員(個人)31名
目的	地域で生活する障害者に対して、より充実した日常生活や地域活動を支援し、地域福祉に関する事業を通じて健やかな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 前2号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 31 日まで受付を行った(申出数 2 法人)。

2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、平成 30 年 4 月 9 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 9 条第 2 項において準用する同条例第 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、平成 30 年 4 月 10 日にその旨の答申がされた。

相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 7 条中「居宅訪問型保育事業を除く。」の次に「以下この条及び」を加え、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の規定により第 1 項第 2 号の規定の適用を受けないこととされた場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号に

において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項中「、当該」を「当該」に改める。

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるものが調理業務を行う施設(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第23条第2号及び第6号中「に掲げる」を「の」に改める。

第24条第2項中「研修を含む」の次に「。次項、第32条第1項及び第48条第1項において同じ」を加え、同条第3項中「(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)」を削る。

第29条第7号中「、次の」を「次の」に、「、次に」を「次に」に改める。

第32条第1項中「(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)」を削る。

第44条第1号中「^{もく}沐浴室」を「沐浴室」に改め、同条第7号中「、次の」を「次の」に、「、次に」を「次に」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

第48条第1項中「(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)」を削る。

附則第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「施行日後」を「施行日以後」に改め、附則中第6

項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、附則第3項中「第7条本文」を「第7条第1項本文」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴う代替保育の提供に係る連携施設の確保、食事の提供の特例及び食事の提供の経過措置に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 改正の概要

1 改正の内容

(1) 代替保育の提供に係る連携施設の確保に係る規定の追加(第 7 条関係)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。)が代替保育の提供に係る連携施設として保育所、幼稚園又は認定こども園を確保することが著しく困難であって、次に掲げる要件を満たすと市長が認める場合には、当該家庭的保育事業者等は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、事業所内保育事業を行う者等を代替保育の提供に係る連携協力を行う者(以下「連携協力者」という。)として適切に確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設の確保に代えることができることとするもの

ア 家庭的保育事業者等と連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

※ 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が 5 人以下であるものに限る。)をいう。

※ 小規模保育事業

保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業をいい、設備の基準、職員配置、利用定員等によって小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型又は小規模保育事業 C 型に区分される。

※ 事業所内保育事業

事業主等がその雇用する労働者等の監護する乳児・幼児等を保育するため自らが設置する施設等において、保育を行う事業をいう。

(2) 食事の提供の特例に係る規定の追加(第 17 条関係)

家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する等一定の要件を満たす者として市が適当と認めるものが調理業務を行う施設から食事を搬入することができることとするもの

(3) 食事の提供の経過措置に係る規定の追加(附則関係)

平成27年3月31日において現に存する保育を行うことを目的とする施設又は事業者であって、同年4月1日以後に家庭的保育事業の認可を得たものについては自園調理を要しないこと等とする経過措置の期間を、同日から起算して10年を経過する日までとするもの

2 施行期日

公布の日

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「排出した事業者」の次に「(法第 1 2 条の 7 第 1 項の認定を受けた事業者にあつては、当該産業廃棄物を排出した事業者以外の当該認定を受けた他の事業者を含む。)」を加え、同条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 法第 1 2 条の 7 第 1 項の認定を受けた事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 3 0 年環境省令第 2 号)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号)の改正に伴い、産業廃棄物の保管場所の届出に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 7 0 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の 改正の概要

1 改正の内容

産業廃棄物の保管場所の届出に係る規定の改正(第 3 0 条関係)

経営が一体的であること及び適正な産業廃棄物の処理を行うことができることについての環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けた親子会社のいずれかが当該認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合については、その生じた場所以外の場所において保管する場合の届出を要しないこととするもの

2 施行期日

公布の日

工事請負契約について(市立弥栄中学校 A 1 棟校舎改造工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
市立弥栄中学校 A 1 棟校舎改造工事
- 2 工事の場所
相模原市中央区弥栄 3 丁目 1 番 7 号
- 3 契約金額
3 5 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号
株式会社櫻内工務店
代表取締役 櫻 内 康 裕
- 5 履行期限
本契約締結の日から 2 1 0 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

市立弥栄中学校 A 1 棟校舎改造工事に係る工事請負契約の締結をいたしたく、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相
模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 7 1 号関係資料(その 1)

市立弥栄中学校 A 1 棟校舎改造工事の概要

1 外部工事

- (1) 外壁の補修工事及び塗装工事
- (2) 屋上防水の更新

2 内部工事

- (1) 各教室及び廊下の床、壁及び天井の改修工事
- (2) トイレの改修工事
- (3) 防火設備等の建具の更新

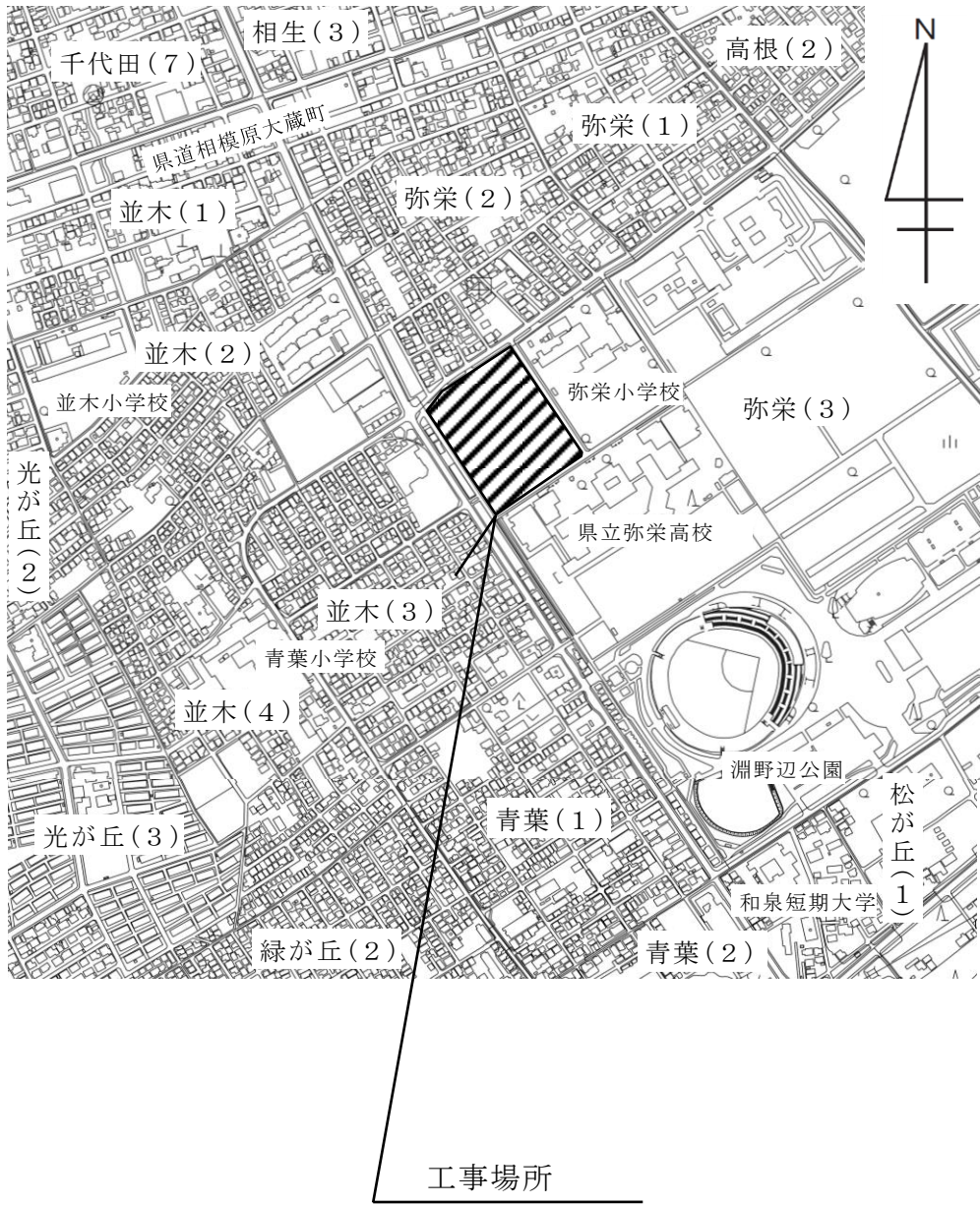
3 耐震補強工事

- (1) 鉄骨による補強工事
- (2) 補強に伴う内外装工事

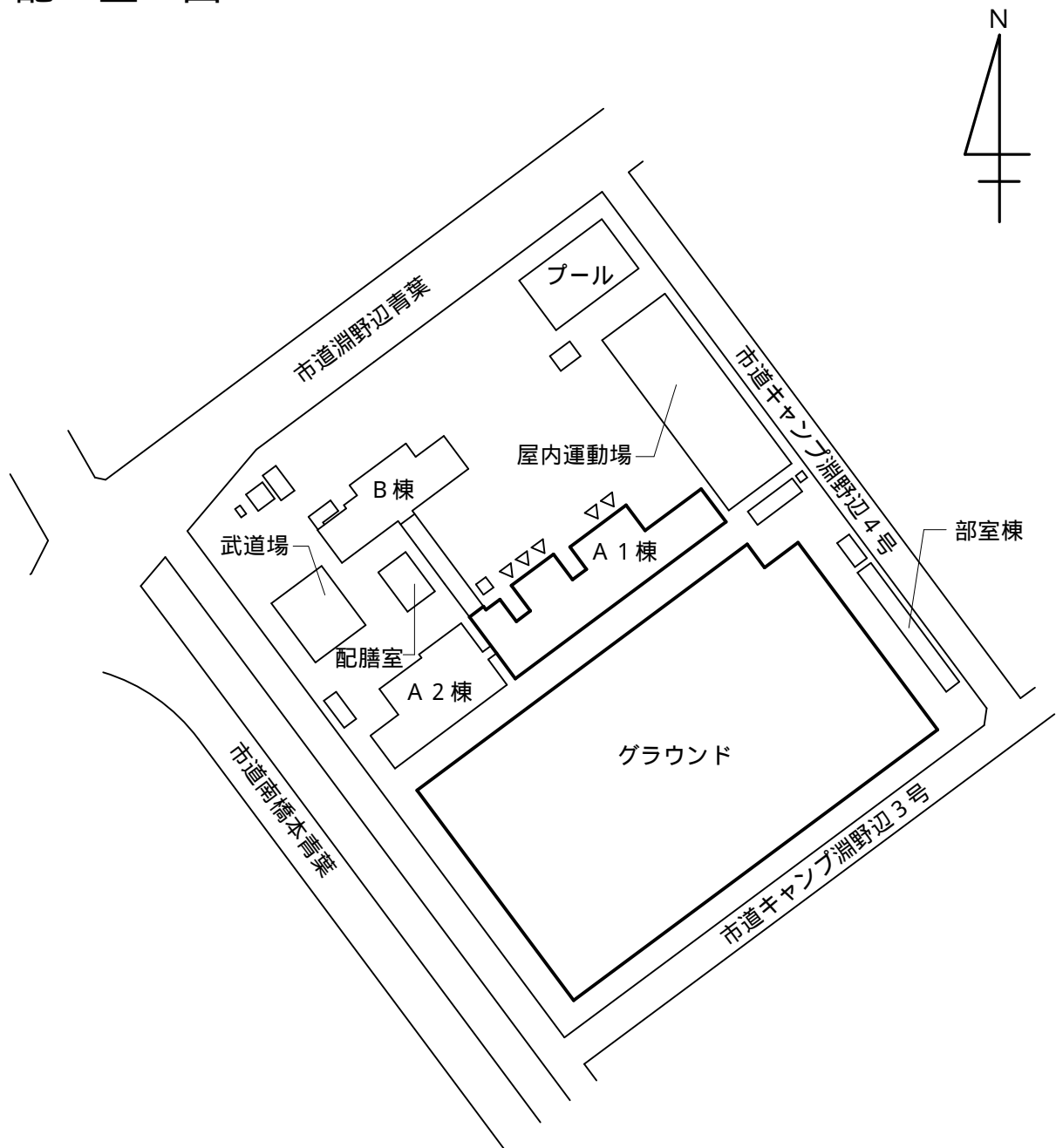
4 外構工事

グラウンドの再整備工事

案 内 図



配置図



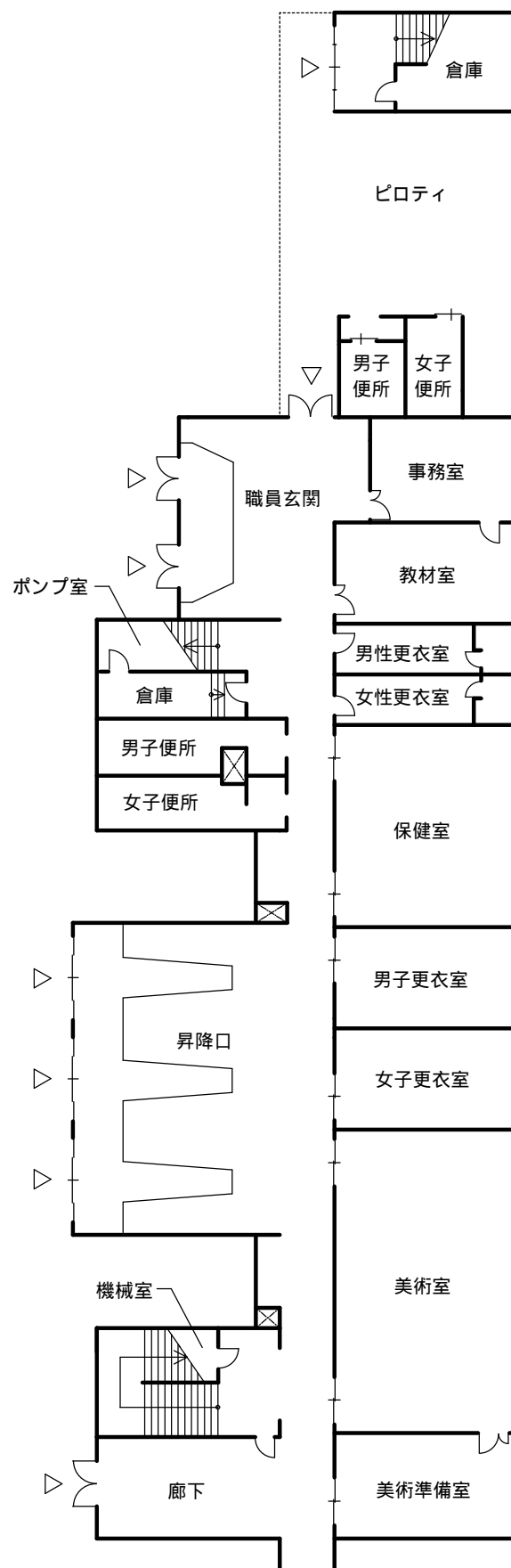
凡 例

 工事部分

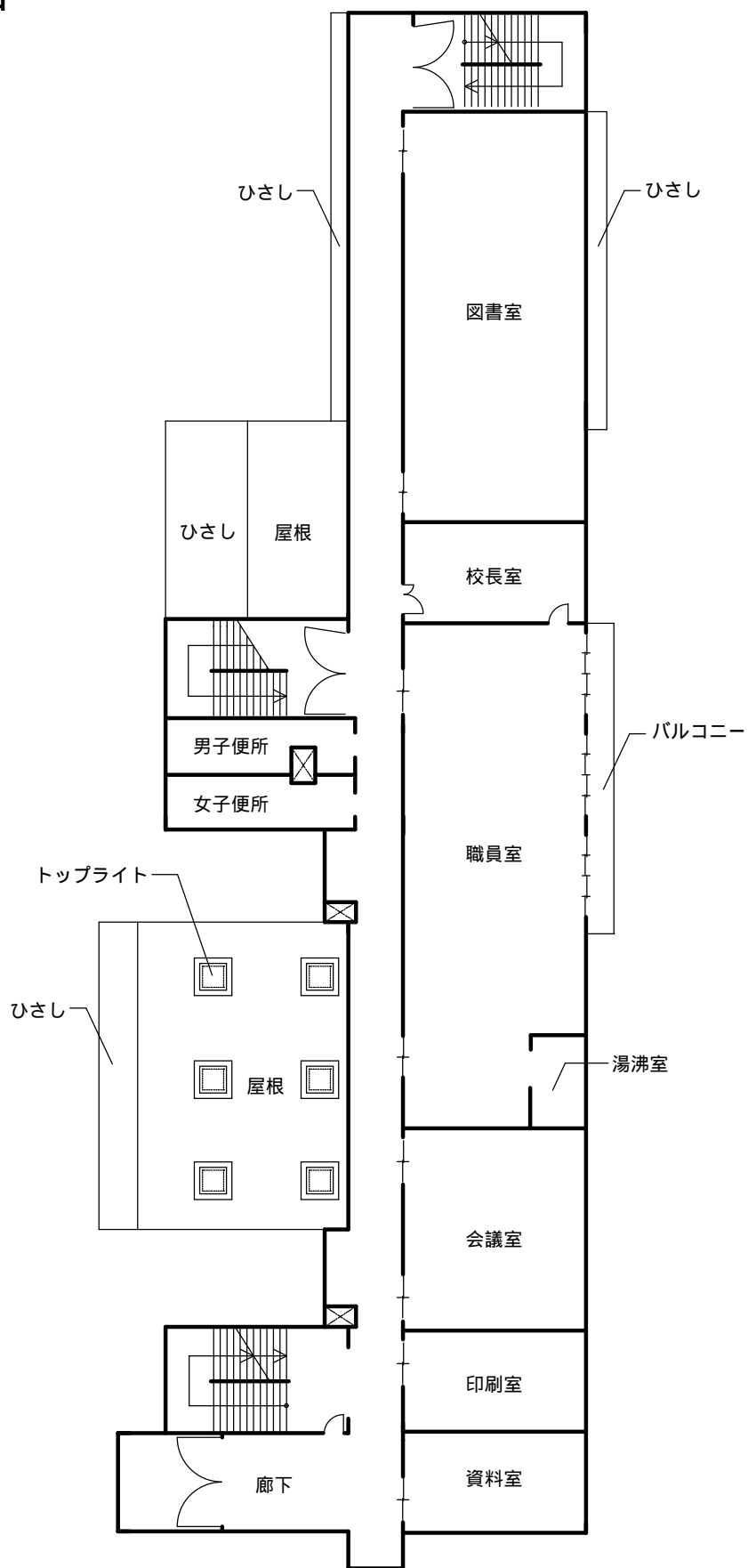
施設の概要(A 1 棟)

構 造	鉄筋コンクリート造4階建
建 築 面 積	936.43㎡
延べ床面積	3,198.00㎡

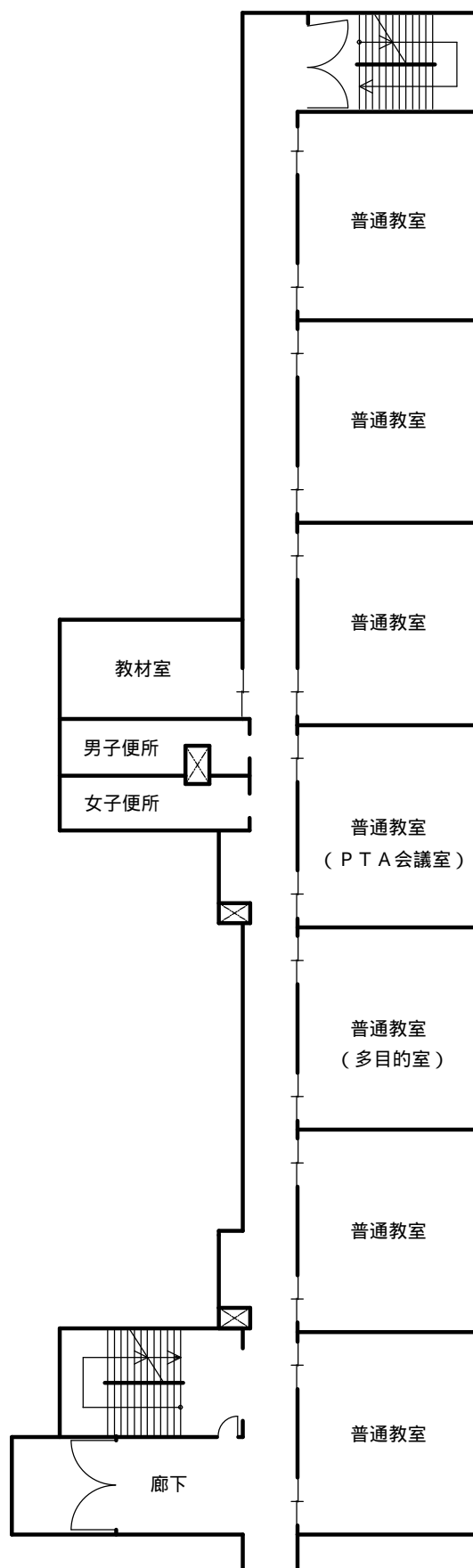
1 階平面図



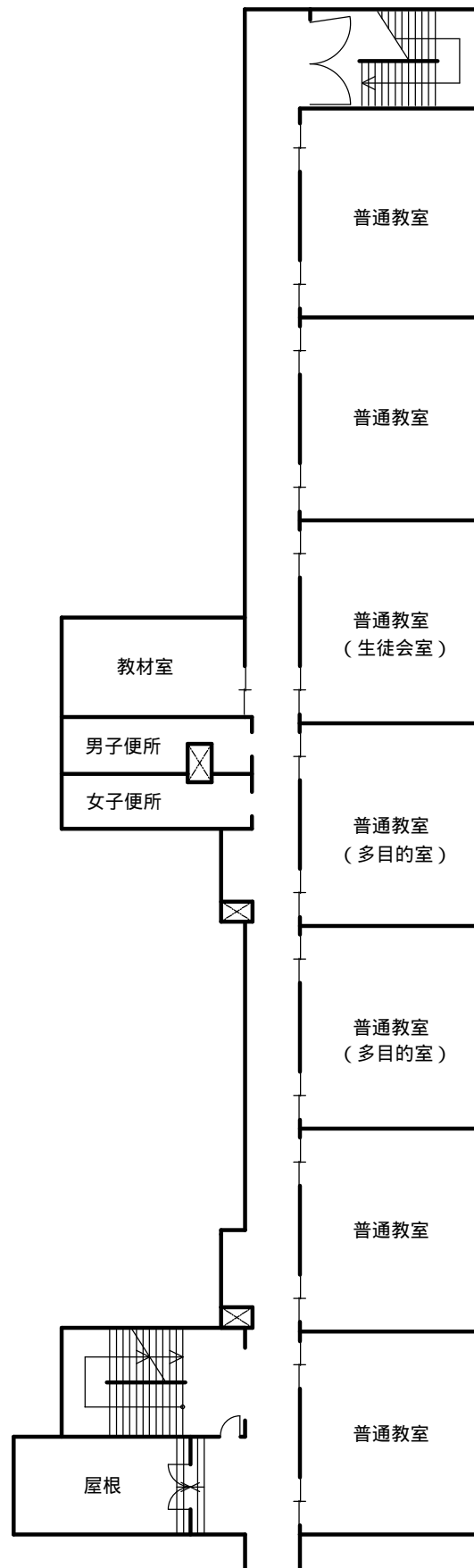
2 階平面図



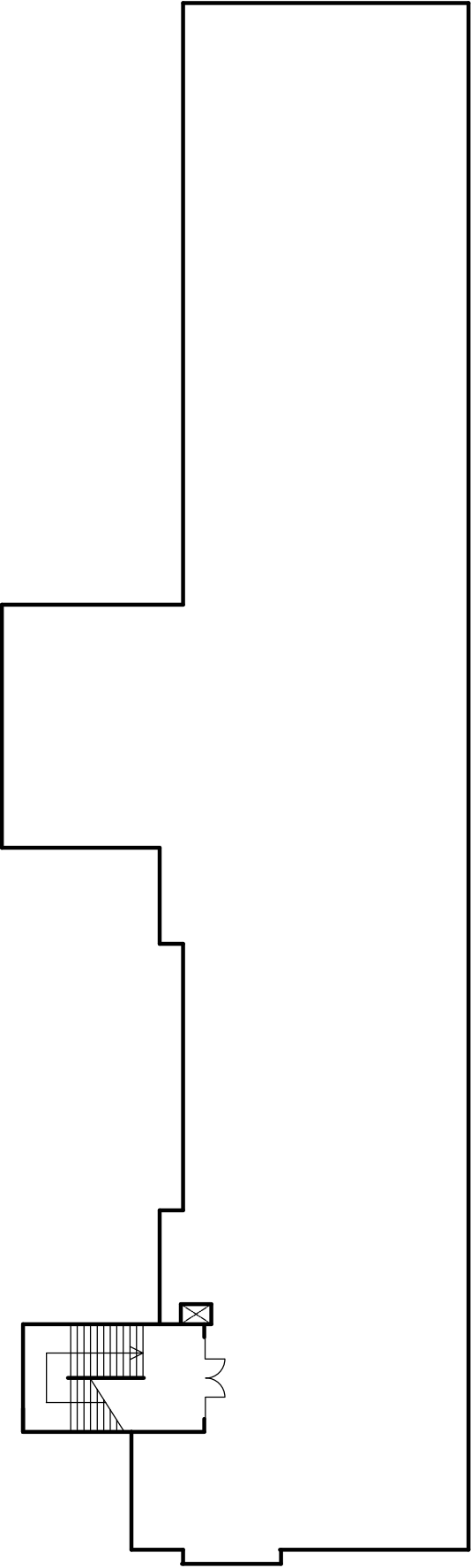
3 階平面図



4 階平面図



屋上平面图



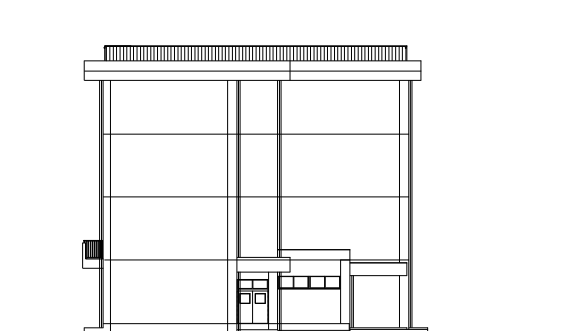
南立面图



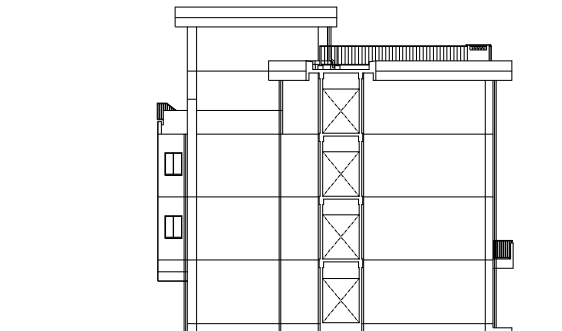
北立面图



東立面图



西立面图



議案第 7 1 号関係資料(その 3)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号
株式会社櫻内工務店

2 代表者

代表取締役 櫻内 康裕

3 資本金

5 0 , 0 0 0 千円

4 従業員数

2 5 人

5 年間工事完成高

2 , 3 3 6 , 7 4 8 千円

6 建設業法による許可の番号及び年月日

神奈川県知事許可(特－ 2 5)第 6 8 7 3 6 号
平成 2 6 年 2 月 1 7 日

7 営業年数

5 3 年

8 最近における主な受注工事

発 注 者	相 模 原 市	相 模 原 市
工 事 名	相模原市営南台団地建設工事 (1 号棟、 2 号棟)	(仮称)緑区合同庁舎建設工事
受 注 金 額	1, 828, 878 千円 (713, 262 千円)	1, 960, 023 千円 (588, 006 千円)
施 工 期	平成 26 年 9 月～平成 28 年 2 月	平成 23 年 3 月～平成 25 年 2 月

※ 受注金額欄の()内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

議案第 7 1 号関係資料(その 4)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完 成 高
1	相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号 株式会社櫻内工務店	代表取締役 櫻内 康裕	千円 50,000	千円 2,336,748
2	相模原市南区下溝 6 0 6 番地 2 1 芳賀建設工業株式会社	代表取締役 芳賀 錠二	50,000	705,231
3	相模原市南区麻溝台 7 丁 目 1 2 番 1 2 号 株式会社正建	代表取締役 義見 亮太	30,000	1,082,539
4	相模原市緑区向原 1 丁目 2 番 1 3 号 株式会社タジリ住建	代表取締役 田尻 欽則	38,400	648,530
5	相模原市中央区田名塩田 4 丁目 1 6 番 4 号 大野土建株式会社	代表取締役 大野 攻	30,000	3,142,232
6	相模原市南区麻溝台 8 丁 目 1 2 番 5 号 株式会社カナコー	代表取締役 大久保 貴章	47,000	1,727,884
7	相模原市緑区西橋本 5 丁 目 3 番 1 1 号 相陽建設株式会社	代表取締役 古橋 裕一	77,000	1,825,674
8	相模原市南区上鶴間 7 丁 目 2 番 1 1 号 古木建設株式会社	代表取締役 古木 賢治	90,000	1,377,630

9	相模原市中央区田名 2085番地 久野建設株式会社	代表取締役 久野 孝広	35,700	1,251,962
10	相模原市南区若松5丁目 25番1号 株式会社山田建築	代表取締役 山田 浩一	40,000	220,959
11	相模原市中央区星が丘4 丁目2番30号 株式会社西野工務店	代表取締役 西野 清一	50,000	889,178

議案第 7 1 号関係資料(その 5)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	株式会社櫻内工務店	118.5	円 330,000,000	0.3590	1	落札
2	芳賀建設工業株式会社	115.0	328,110,000	0.3504	2	
3	株式会社正建	109.0	330,000,000	0.3303	3	
4	株式会社タジリ住建	109.5	333,000,000	0.3288	4	
5	大野土建株式会社		380,000,000			予定価格超過
6	株式会社カナコー		308,560,000			失格
7	相陽建設株式会社		304,290,000			失格
8	古木建設株式会社		303,100,000			失格
9	久野建設株式会社		298,800,000			失格
10	株式会社山田建築		294,290,000			失格
11	株式会社西野工務店		288,600,000			失格

※ 開札日時 平成30年5月10日 午前9時00分

※ 予 定 価 格 3 5 0 , 5 6 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 3 2 3 , 2 7 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 3 1 1 , 9 6 8 , 3 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格 (契約金額) となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目 (企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性) に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点 (1 0 0 点) と合算した技術評価点を入札価格で除し、1 0 0 万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「3 分の 2」を「4 分の 3」に改め、同条中第 1 3 項を第 1 8 項とし、第 1 0 項から第 1 2 項までを 5 項ずつ繰り下げ、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 6 項の次に次の 5 項を加える。

- 7 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 8 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 1 0 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
- 1 1 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

第 2 条 相模原市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成26年6月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の改正及び追加をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の改正(第1条関係)

地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によるアからウまでに掲げる固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限が延長されるとともに、同法に規定する課税標準となるべき価格に乗じることとされる条例で定める割合の範囲、条例で定めるに当たり参酌すべき割合等が改正されたが、条例で定める割合について、改正後の参酌すべき割合以外とする特段の理由がないことから、従来と同じく参酌すべき割合どおりとするもの

ア 公共の危害防止のために設置された汚水又は廃液の処理施設

対象 (従来の特例措置における対象)	地方税法に 規定する範囲 (従来の特例措置 における同範囲)	条例で 定める割合 (従来の特例措置 における同割合)
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税 (当該汚水又は廃液の処理施設のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税)	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下 (3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下)	2分の1 (3分の1)

備考 「特定施設」とは、有害物質を含む等一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設をいう。

イ 雨水貯留浸透施設

	地方税法に	条例で
--	-------	-----

対象 (従来の特例措置における対象)	規定する範囲 (従来の特例措置 における同範囲)	定める割合 (従来の特例措置 における同割合)
特定都市河川浸水被害対策法(平成15 年法律第77号)に規定する特定都市河 川流域内において雨水浸透阻害行為を する者が流出雨水量の増加を抑制する ために施行する工事により設置された 雨水貯留浸透施設のうち、平成30年 4月1日から平成33年3月31日ま での間に取得されたものに対して課す る固定資産税 (当該雨水貯留浸透施設のうち、平成26 年6月1日から平成30年3月31日 までの間に取得されたものに対して課 する固定資産税)	4分の3を参酌 して3分の2以 上6分の5以下 (3分の2を参 酌して2分の1 以上6分の5以 下)	4分の3 (3分の2)

備考

- 1 「特定都市河川」とは、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な都市部を流れる河川のうち、都道府県知事等が指定するものをいい、本市においては、境川がこれに当たる。
- 2 「雨水浸透阻害行為」とは、宅地、道路その他雨水が浸透しにくい土地への形質の変更、土地の舗装その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為をいう。
- 3 「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する浸透ます等の施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

ウ 特定再生可能エネルギー発電設備

対象 (従来の特例措置における対象)	地方税法に 規定する範囲 (従来の特例措置 における同範囲)	条例で 定める割合 (従来の特例措置 における同割合)

特定再生可能エネルギー発電設備であって、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税(3年度分に限る。) (特定再生可能エネルギー発電設備であって、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税(3年度分に限る。))	太陽光発電設備(出力1,000kw未満)	3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下 (同上)	3分の2 (同上)
	風力発電設備(出力20kw以上)	(同上)	
	水力発電設備(出力5,000kw以上)	3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下 (2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下)	3分の2 (2分の1)
	地熱発電設備(出力1,000kw未満)		
	バイオマス発電設備(出力10,000kw以上、20,000kw未満)		
	太陽光発電設備(出力1,000kw以上)	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下 (3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下)	4分の3 (3分の2)
	風力発電設備(出力20kw未満)		
	水力発電設備(出力5,000kw未満)	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下 (同上)	2分の1 (同上)
	地熱発電設備(出力1,000kw以上)		
	バイオマス発電設備(出力10,000kw未満)		

(2) 固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加(第2条関係)

中小事業者等が取得した一定の機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準は、課税標準となるべき価格に地方税法に規定する範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたことから、中小事業者等の積極的な設備投資を促し、市内経済の活性化を図るため、条例で定める割合を0とするもの

対象	地方税法に	条例で
----	-------	-----

	規定する範囲	定める割合
中小事業者等が生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に、同法の規定により中小事業者等が作成し、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産税(3年度分に限る。)	0以上2分の1以下	0

備考 「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備等であって、それを早急に導入することが中小事業者等の生産性の向上に不可欠なものをいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)に係る規定については、公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに係る規定について、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに係る規定について、平成26年6月1日から平成30年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとするもの

ウ 1(1)ウに係る規定について、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとするもの